

## 養育費等・親子交流取決めサポート事業について

### 1 概要

本市では、2020年8月から、養育費等(以下、養育費の他に別居時の婚姻費用を含む)の取決めをする際の債務名義作成費用(公正証書作成費用、調停申立費用等)につき、養育費に関する部分について費用補助を行っています。この取組みは、国の離婚前後親支援モデル事業の一つとして母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の対象となっており、令和5年8月の制度改正により親子交流の債務名義作成も同国庫補助金の対象に含まれることになりました。

そこで、本市でも、従来の「養育費取決めサポート事業」を「養育費等・親子交流取決めサポート事業」と改め、親子交流の債務名義作成費用も補助の対象とします。

なお、親子交流については、家庭裁判所での調停等の手続を利用しなければ強制執行が可能な取決め(債務名義)とすることができないため、公正証書による取決めは対象外となります(※)。

### 2 事業内容

#### (1) 対象となる費用

##### 養育費等または親子交流にかかる債務名義作成費用

	補助の対象となる費用	費用の目安
公正証書を作成する場合 (※)親子交流は対象外	・公正証書作成費用 ・戸籍取得費用	1～3万円程度
家庭裁判所で調停申立て等 をする場合	・申立費用(収入印紙代) ・郵券代 ・戸籍取得費用	(調停の場合) 概ね1万円未満

【手続例】・離婚給付等契約公正証書(養育費の取決めがあるもの)

- ・夫婦関係調整(離婚)調停  
(養育費または面会交流の取決めを付随申立事項に含むもの)
- ・養育費請求調停、養育費増額請求調停、養育費減額請求調停
- ・面会交流調停 ←今回追加
- ・離婚訴訟

#### (2) 補助対象者

次のア、イのいずれにも該当する者

ア 公正証書の作成、調停申立てその他これに類する手続を行うときに市民である者

イ 公正証書作成費用、調停申立費用等を支払った者

#### (3) 申請期間

公正証書作成日または調停申立日から6か月以内

#### (4) 申請方法

申請書と領収証等(支払内容を証明するもの)を提出

#### (5) 申請数の見込み

増加分(親子交流のみの取決めにかかる分)は年間数件程度の見込み

#### (6) 申請制限の有無

申請の条件について、現行の養育費取決めと同じく、金額上限や回数制限はなし

#### (7) 親子交流の取決めについての申請受付開始時期

令和6年4月1日より申請受付開始